

栗東市こども計画（仮称）の策定について

1. 概要

近年、少子化の進行や人口減少が続いていることに加え、コロナ禍を経て、児童虐待相談や不登校など、次代の社会を担う全てのこどもの権利や健やかな成長が妨げられる状況があります。

国は、このような状況を踏まえ、こども施策を総合的に推進するため、令和5年4月にこども基本法を施行しました。こども基本法では、「こども大綱」と「都道府県こども計画」を勘案して、「市町村こども計画」を定めるよう努力義務が課せられています。

2. 栗東市こども計画（仮称）について

①趣旨

栗東市においては、こども施策を総合的に進めるための計画がありません。そのため、こどもに関連する計画等を「栗東市こども計画（仮称）」に集約し、一体的に策定します。

②計画の期間

令和 9年度から令和11年度（第1期計画）※令和7年度、8年度で作成

令和12年度から令和16年度（第2期計画）※2期計画以降、5年ごとに改定

③対象

生まれる前から心身の発達の過程にある子ども・若者およびその家族

④計画の枠組み ※イメージ図 別添資料1－2

次期計画	現行計画	市町村計画の名称	根拠法等	位置づけ
栗東市 こども計画 （仮称）	第3期 栗東市子ども・子育て支援事業計画 （R7度～R11度）	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法	義務
		次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法	任意
	（未策定）	こどもの貧困対策計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	努力義務 （こども計画としては必須事項）
		子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法	努力義務 （こども計画としては必須事項）

※その他、こども施策に関する事項において可能な計画を包含します。

④本計画の特色

こどもの権利やこどもの権利を擁護するための市民・事業者等の役割、意識醸成について明記します。